

2015

6/26

19

マーケット総合2

★12版

【第三種郵便物認可】

1ヵ月余り前、資本金1億円以下の中小企業に適用される税の優遇措置が関心を集めた。発端はシャープが1200億円以上ある資本を1億円に減らすという計画であった。累損の解消を図るべく1億円にまで減資して税法上の中小法人の地位を得て、法人税の軽減税率の適用や、外形標準課税の不適用など税制上の優遇措置を受けようとしたのである。

この計画が明らかになると否や、中小企業を念頭に実施されている優遇税制を大企業が意図的に活用するのは問題であるといった批判が相次いだ。そうした批

判を受け、シャープは減資後の資本金を5億円にまで引き上げた。これで一件落着となつたが、後味の悪さが残つた。

軽減税率が適用されるのは申告所得の800万円までであり、税額に引き直す

## 大機 小機

と100万円前後にとどまる。こうした実態を離れて、所得全額に軽減税率が適用されるという誤解にてきシャープは批判されたのであった。大企業が1億円にまで減資するのはひとつ経営判断であり、法人税法上、これを妨げる規定

はない。実際、資本金を1億円以下にとどめて優遇措置を享受する大手企業は少なくないが、後味の悪さが残つた。

法人税の軽減額は「たかが100万円、されど100万円」なのである。企業経営者の多くは節税意識が高く、節税できる機会は最大限に利用しようとするからである。2012年度には5年間の时限措置として、軽減税率が19%から15%に引き下げられ、こうした行動に拍車がかかった可能性も否定できない。

より重要な問題は、優遇税制の存在自体が増資意欲をそぐ方向で作用したり、財務基盤の拡充意欲を減殺

するなど、中小企業の資本億円以下にとどめて優遇措置を享受することである。加えて、資本金3億円以下といなからずみられる。

法人税の軽減額は「たかが100万円、されど100万円」なのである。企業経営者の多くは節税意識が高く、節税できる機会は最大限に利用しようとするからである。2012年度には5年間の时限措置として、軽減税率が19%から15%に引き下げられ、こうした行動に拍車がかかった可能性も否定できない。

根本的な原因是、資本金

という意図的な操作が可能

な経営指標が優遇税制の基

準に採用されるという仕立

てにある。政府も検討を始

めたようだが、こうした問

題の発生を回避するために

も、従業員数など経営規模

に連動する指標を基準に採

用することが求められるの

ではなかろうか。（春日）